

# 一般財団法人石川県県民ふれあい公社駐車場利用規程

(制定 平成5年3月31日)

(最終改正 令和7年11月1日)

## (趣旨)

第1条 この規程は、兼六駐車場、本多の森駐車場、広坂観光バス暫定駐車場及び香林坊地下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (供用時間及び出入庫取扱時間)

第2条 駐車場の供用時間は、毎日午前0時から午後12時までとし、出入庫の取扱時間は、別表第1のとおりとする。

## (駐車料金の種類)

第3条 駐車料金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自動式時間単位制 駐車時間により料金を料金収受機に投入して納付するもの
- (2) 時間単位制 駐車時間により料金を納付するもの
- (3) 月単位制 月を単位とする契約により料金を納付するもの

## (駐車料金)

第4条 駐車料金は、別表第2のとおりとする。

## (利用券、サービス券及びプリペイドカード)

第5条 一般財団法人石川県県民ふれあい公社(以下「公社」という。)が発行する利用券、サービス券及びプリペイドカードは、別表第3のとおりとする。

2 香林坊地下駐車場プリペイドカード利用約款は、別に定める。

## (駐車料金の納付方法)

第6条 自動式時間単位制による駐車場の利用者は、入庫する際に駐車券発行機より駐車券を抜き取り、出庫する際に請求金額を料金収受機に投入して駐車料金を納付するものとする。

2 時間単位制による駐車場の利用者は、入庫する際に駐車券を受け取り、出庫する際にこれを係員に提示し、駐車料金を納付するものとする。

3 月単位制による駐車場の利用者は、月単位制駐車券(以下「定期駐車券」という。)の交付を受ける際に駐車料金を納付するものとする。

4 利用券、サービス券又はプリペイドカードによる駐車場の利用者は、利用券、サービス券又はプリペイドカードの交付を受ける際に駐車料金を納付するものとする。

5 公社は、特別の理由があるときは、前各項の規定にかかわらず、別に定める方法により駐車料金を納付させるものとする。

## (駐車料金の不返還)

第7条 既納の駐車料金は、返還しない。

## (駐車料金の減免)

第8条 公社は、公益上又は特別の理由により必要があるときは、駐車料金を減免するものとする。

(月単位制使用の取扱い)

第9条 月単位制により駐車場を利用しようとする者は、月単位制駐車申込書により公社に申込みをしなければならない。

2 公社は、前項の申込があったときは、駐車場の状況及び申込理由等を検討のうえ、駐車できる自動車を決定するものとする。

3 公社は、駐車できる自動車を決定したときは、当該申込者に対し定期駐車券を交付するものとする。

(利用の制限)

第10条 駐車場に駐車させようとする自動車が次の各号の一に該当するときは、当該自動車の運転手に対して駐車場の利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。

(2) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。

(3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

(4) 前3号のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(行為の制限)

第11条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 施設、設備又は駐車中の自動車を汚損又は破損するおそれのある行為をすること。

(3) みだりに騒音を発し、火気を使用し、又はごみその他の廃物若しくは汚物を捨てること。

(4) 飲食物その他の物品を販売し、頒布し、又は陳列すること。

(5) 広告物を掲示し、又は配布すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の秩序を乱し、又は管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車位置及び標識の表示並びに係員の指示に従うこと。

(2) 自動車内に貴重品を留置しないこと。

(3) 自動車の鍵は必ずかけること。

(立入禁止)

第13条 駐車場に駐車する自動車の運転手、同乗者、乗客その他用務のある者以外のものは、駐車場へ立ち入ってはならない。

(供用の休止)

第14条 公社は、駐車場の補修その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 前項の規定により駐車場の供用を休止しようとするときは、その旨を当該駐車場の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

(利用者の損害賠償責任)

第15条 駐車場の施設、設備及び器具類を汚損し、又は滅失させたときは、公社の指示に基づき、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(公社の損害賠償責任)

第16条 公社は、駐車場における天災その他の不可抗力により生じた事故及び自動車相互の接触等公社の責めによらない事故による損害については、その賠償責任を負わない。

2 公社は、駐車中の自動車内に留置された貴重品その他の物品に関する損害については、一切その責任を負わない。

(割引サービスの取り扱い)

第17条 香林坊地下駐車場を割引サービスで利用する車両の駐車料金及びその納入方法等について

は、別に定める。

(荷捌車の取り扱い)

第18条 香林坊地下駐車場を利用する荷捌車の駐車料金及びその納入方法等については、別に定める。

(駐車券等の様式)

第19条 この規程に定める駐車券等の様式は、別に定める。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、駐車場の利用について必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成9年3月13日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

駐 車 場	車 種	入 出 庫 取 扱 時 間
兼六駐車場	普通車 軽自動車	終日（24時間）
	バ ス マイクロバス	午前7時00分から午後10時00分まで
本多の森駐車場	普通車 軽自動車	終日（24時間）
	マイクロバス	午前8時00分から午後7時00分まで
広坂観光バス 暫定駐車場	バ ス マイクロバス	午前7時00分から午後9時00分まで
香林坊地下駐車場	普通車 軽自動車	アトリオ側 午前7時30分から午後10時30分まで 東急側 終日（24時間）

別表第2（第4条関係）

## (1) 自動式時間単位制によるもの

駐 車 場	車 種	駐 車 料 金
兼六駐車場	普通車	基本料金 1時間まで 350 円 追加料金 1時間を超える駐車
	軽自動車	について30分毎に 150 円
本多の森駐車場	普通車	基本料金 最初の1時間まで30分毎に 100 円 追加料金
	軽自動車	1時間を超える駐車 について1時間毎に 100 円 午前7時から午前10時までに入庫し、 午後6時までに出庫した場合 最大900 円
香林坊地下駐車場	普通車 軽自動車	30分毎に 150 円

## (2) 時間単位制によるもの

駐 車 場	車 種	駐 車 料 金
兼六駐車場	バス マイクロバス	基本料金 1時間まで 2,020 円 追加料金 1時間を超える駐車
		について30分毎に 320 円
本多の森駐車場	マイクロバス	基本料金 1時間まで 1,150円 追加料金 1時間を超える駐車
		について1時間毎に 100 円
広坂観光バス 暫定駐車場	バス マイクロバス	基本料金 1時間まで 2,020 円 追加料金 1時間を超える駐車
		について30分毎に 320 円

(3) 夜間定額制によるもの

駐車場	車種	駐車料金
兼六駐車場	普通車	午後10時から
	軽自動車	翌日の午前8時まで 1,060 円
香林坊地下駐車場	普通車	午後10時30分から翌日の
	軽自動車	午前7時30分まで 1,000 円
兼六駐車場	バス	午後8時から
	マイクロバス	翌日の午前8時まで 2,770 円
広坂観光バス	バス	午後8時から
暫定駐車場	マイクロバス	翌日の午前8時まで 2,770 円

(4) 月単位制によるもの

駐車場	車種	駐車料金
兼六駐車場	普通車	全日 (24時間)
	軽自動車	1か月 19,210 円
香林坊地下駐車場	普通車	全日 (24時間)
	軽自動車	1か月 26,190 円 日祝日を除く全日 (24時間) 1か月 23,040 円
兼六駐車場	バス	全日 (24時間)
	マイクロバス	1か月 27,760 円
広坂観光バス	バス	全日 (24時間)
暫定駐車場	マイクロバス	1か月 27,760 円

- 備考 (1) 貨物自動車については、当該自動車の車体の大きさによりバス、マイクロバス、普通車又は軽自動車とみなして、別表第2の規定を適用する。
- (2) 追加料金の計算の対象となる駐車時間に30分未満の端数があるときは、その端数時間は30分に切り上げるものとする。
- (3) 追加料金の計算の対象となる駐車時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間に切り上げるものとする。
- (4) 夜間定額制及び月単位制により駐車できる時間以外の駐車については、自動式時間単位制又は時間単位制の駐車料金を適用する。

別表第3 (第5条関係)

(1) 利用券

駐車場	車種	種別	金額
兼六駐車場	バス	500円券 50枚つづり	25,000円
	普通車	350円券 11枚つづり	3,500円

(2) サービス券

駐車場	車種	種別	金額
香林坊地下駐車場	普通車 軽自動車	30分券 11枚	1,500円
		1時間券 11枚	3,000円

(3) プリペイドカード

駐車場	車種	種別	金額
香林坊地下駐車場	普通車 軽自動車	2,200円券	2,000円
		3,300円券	3,000円
		5,500円券	5,000円